

工事費内訳書の取扱いについて

市では、西予市建設工事入札者心得に基づき、入札の際に工事費内訳書の提出を義務付けております。工事費内訳書は次のとおり取り扱いますので、十分にご理解のうえ、入札に参加してください。

記

1 提出対象工事

全工事（業務委託は除く。）

2 提出時期

入札の際に、入札書と併せて提出すること。なお、入札時に工事費内訳書を提出しないときは、入札書を無効として、開札しない。

3 工事費内訳書の様式、記載内容

工事費内訳書の様式は自由ですが、**記載内容は少なくとも工種（建築一式の場合は科目）まで**を記載した工事費内訳書を提出すること。

4 入札無効判断基準

工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効として、開札しない。ただし、当該不備が軽微な誤記であると認めるときはこの限りでない。

- (1) 工事費内訳書が未記載である場合。
- (2) 工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）の金額と入札書の金額が**一致しない場合**。
- (3) 工事費内訳書に**値引き、減額の項目が計上**されている場合。
- (4) 業者名、工事名の記載が無いもの若しくは押印が無いもの、又は、これらの判別が不明な場合。
- (5) 工事費内訳書内の内訳金額の計算に誤りがある場合。
- (6) 不明な点について明確な説明がなされなかった場合。